

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月31日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井 由 崇

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「令和2年度分及び」を削り、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年12月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日までに申請のあった令和3年度分の保険料（普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているものに限る。）の減免については、なお従前の例による。